

いじめ防止基本計画

☆いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

1 基本的な考え方

- (1) いじめ防止対策推進法第13条により、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」といういじめを許さない学校・学級づくりを全職員体制で進める。
- (3) いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であることを生徒に理解させる。

2 基本方針

- (1) 教育活動全般を通して、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- (2) 全職員の協力体制のもと、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組みを行う。
- (4) 全職員の共通理解のもと、生徒指導と教育相談体制の充実を図る。
- (5) 他機関とも連携し、情報交換を密にしながら生徒の支援体制の充実を図る。

3 いじめ防止及び発生時の対応組織

(1) いじめ防止推進委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭で「いじめ防止推進委員会」を組織し、その運営に当たる。

(2) いじめ発生時の職員体制

校長、教頭、生徒指導主任で協議し、関係職員を招集することとする。大体のメンバー構成は次の通りである。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等

(3) 重大事態発生時の職員体制「学校いじめ調査委員会」

校長、教頭、生徒指導主任で協議し、関係職員及び外部機関を招集することとする。なお、外部機関は専門性、中立性の確保に努めるためである。大体のメンバー構成は次の通りである。

(校内) 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、SC、部顧問等

(外部機関) 心理・福祉の専門家、PTA 役員等

4 具体的な取り組み内容

(1) いじめ防止の取り組み

学校体制

- ・いじめについて、何がいじめにあたるか、どのように指導していくか、いじめをさせない、見逃さない姿勢を全職員で共通理解できるよう校内研修等において取り組む。

学級担任等

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気づくりを学級全体で行う。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していること理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者になれるよう促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・道徳教育を充実させ、一人一人の人権を大切にする心を育てる。

養護教諭

- ・生徒会保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

生徒指導担当

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から南城市教育委員会、児童家庭課等関係機関を訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取り組み

学級担任等

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・担任一人で抱え込むことのないよう、日頃から所属学年職員との情報交換を密にする。

養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

生徒指導担当

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や放課後の巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

(3) いじめ発生時の解決に向けての指導

①情報の収集

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがある場合には、真摯に傾聴する。

- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取り、正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。

②指導・支援体制の確立

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制等役割分担を組む。(いじめ発生時の職員体制)
 - >いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - >その保護者への対応
 - >教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・いじめの度合いに関わらず、教育委員会に速やかに報告する。重大事態の場合は、学校と教育委員会のどちらが調査主体となるか市教育委員会と校長で判断する。

③生徒への指導・支援

《いじめられた生徒への対応》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒への対応》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・教育上必要があると認められる場合は、学校教育法第11条の規定に基づき生徒に懲戒を加えることもある。その際、いじめという行為について反省し、健全な生活を送ることができるように指導する。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさ

せることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》 いじめ防止推進委員会、いじめ発生時の職員体制、学校いじめ調査委員会で対応

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れる必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

④保護者との連携

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑤インターネット上のいじめの対応

《未然防止のための取り組み》

- ・情報モラル教育の充実、職員の「ネット上のいじめ」に関する指導力向上を図る。
- ・保護者への啓発活動、家庭や地域との連携を図る。
- ・教育委員会との連携を図り、ネットパトロールやネット上のいじめ防止パンフレットの配布等に積極的に取り組む。

《被害生徒への対応》

- ・「ネット上のいじめ」についても決して許されるものではなく、SCの配置や教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、被害生徒の立場に寄り添った支援をする。

《加害生徒への対応》

- ・ネット上のいじめが起こった背景や事情についても緻密に調べ、粘り強い指導を行う。
- ・加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えている場合があるため、他のいじめと同様に対応するとともに、加害生徒に対するケアを行う必要がある。

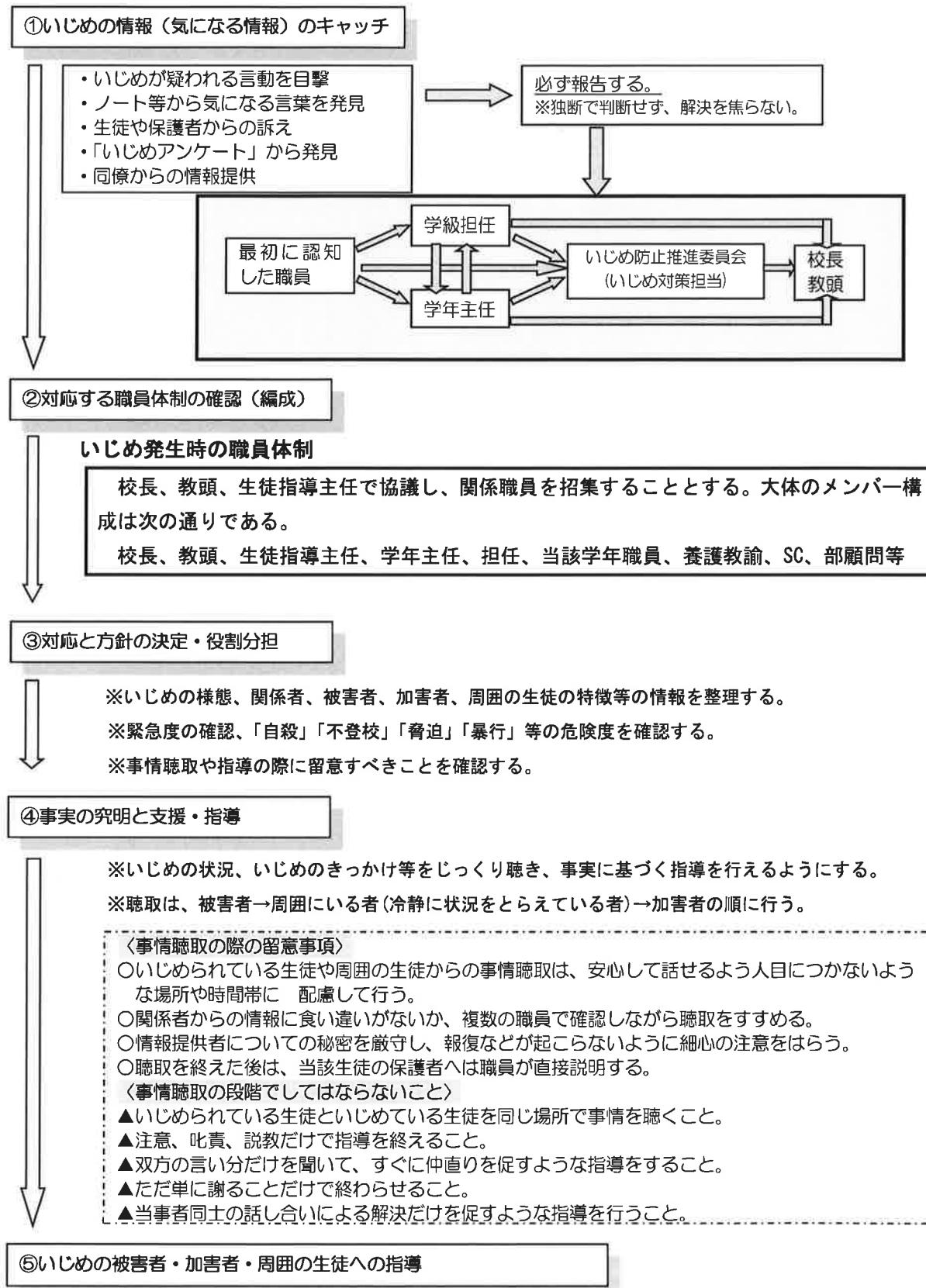
《全校生徒への対応》

- ・情報モラル教育を学校全体として行い、生徒が加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる。
- ・掲示板やメール、LINE等で誹謗や中傷を発見した場合は、教職員や保護者に相談するよう事前指導を徹底する。

《保護者への対応》

- ・再発防止に向けて、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方、家庭での留意点などを説明するなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

5 いじめの発見から解決まで

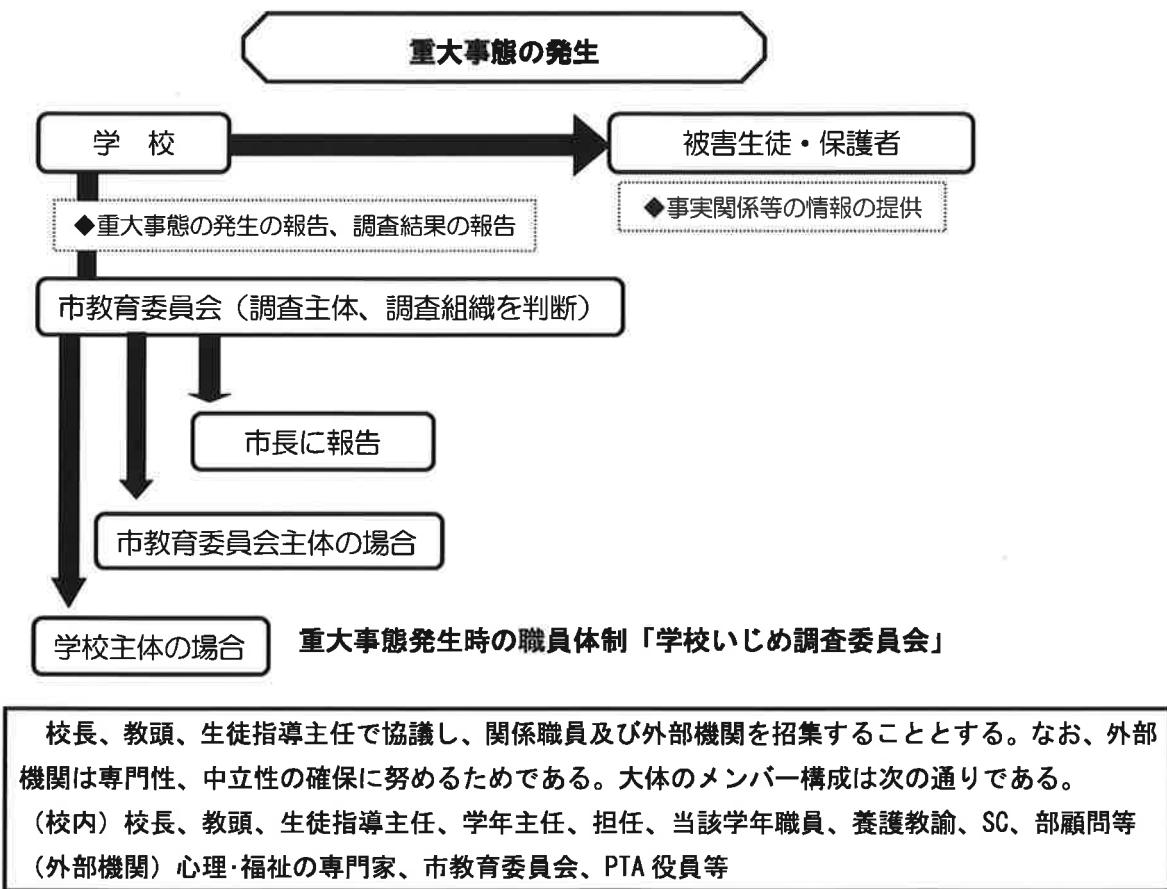


6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日を目安とする
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査することが必要

(2) 重大事態発生時の対応



(1) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査結果が出ている場合は、それとらわれず調査全体を見直し、再調査を実施し報告する。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査結果から得られた事実関係を適切に提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その趣旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

(3) 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

(4) 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。